

独立行政法人港湾空港技術研究所情報処理システム運用管理業務
に係る民間競争入札実施要項（案）

平成 2 4 年 ○月
平成 2 9 年 8 月修正
独立行政法人 港湾空港技術研究所

目 次

1	趣旨	…	1
2	対象公共サービスの詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき対象公共サービスの質に関する事項	…	1
3	対象公共サービスの実施期間に関する事項	…	5
4	入札に参加する者に必要な資格に関する事項	…	5
5	入札に参加する者の募集に関する事項	…	5
6	公共サービスを実施する者を決定するための評価の基準その他の公共サービスを実施する者の決定に関する事項	…	7
7	対象公共サービスに関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項	…	7
8	公共サービス実施民間事業者が使用させることができる国有財産に関する事項	…	8
9	公共サービス実施民間事業者が、本業務を実施するに当たり、当研究所に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他の公共サービスの適正かつ確実な実施の確保のために契約により公共サービス実施民間事業者が講ずべき措置に関する事項	…	8
10	公共サービス実施民間事業者が公共サービスを実施するに当たり、第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し契約により当該公共サービス実施民間事業者が負うべき責任に関する事項	…	12
11	対象公共サービスに係る法第7条第8項に規定する評価に関する事項	…	12
12	その他公共サービスの実施に関し必要な事項	…	13

- 別添1. 従来の実施状況に関する情報の開示
- 別添2. 運用管理業務の業務事項別作業人日実績一覧表
- 別添3. 運用管理業務の問い合わせ対応件数一覧表
- 別添4. 利用満足度調査票
- 別添5. 業務フロー及び業務区分
- 別添6. 独立行政法人港湾空港技術研究所組織図（平成24年4月1日現在）
- 別添7. 独立行政法人港湾空港技術研究所情報処理システム運用管理業務に係る調達仕様書
- 別添8. 履行証明書項目
- 別添9. 独立行政法人港湾空港技術研究所契約事務取扱細則

1 趣旨

「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」（平成18年法律第51号。以下、「法」という。）に基づく競争の導入による公共サービスの改革については、公共サービスによる利益を享受する国民の立場に立って、公共サービスの全般について不断の見直しを行い、その実施について、透明かつ公正な競争の下で民間事業者の創意と工夫を適切に反映させることにより、国民のため、より良質かつ低廉な公共サービスを実現することを目指すものである。

上記を踏まえ、独立行政法人港湾空港技術研究所（以下、「当研究所」という。）は、「公共サービス改革基本方針」（平成24年7月20日閣議決定）別表において民間競争入札の対象として選定された「独立行政法人港湾空港技術研究所情報処理システム運用管理業務」（以下、「本業務」という。）について、公共サービス改革基本方針に従い、ここに民間競争入札実施要項（以下、「実施要項」という。）を定める。

2 対象公共サービスの詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき対象公共サービスの質に関する事項

（1）本業務の詳細な内容

当研究所は、港湾及び空港の整備等に関する調査、研究及び技術の開発等を行う研究機関であり、1部の管理部門と7領域3センターの研究部門により組織されている。

当研究所の情報処理システムは、当研究所における業務の効率的な遂行と適切なデータ管理を行うため構築、運用されており、構内LAN及び各業務システムにより構成されている。

本業務は、専属の技術者を常駐させ、情報処理システム全体の監視、保守及び問い合わせ対応等を行うものである。

ア 情報処理システムの概要

当研究所の情報処理システムは、構内LANと各業務システムにより構成され、外部との通信は、公共回線サービスを利用している。

構内LANは、サーバ／クライアント方式を採用しており、サーバのOSは、XXXXXXXXXX XXXXXXXXXXを使用している。また、クライアントOSは、XXXXXXXXXX XXXXXXXXXXする環境となっており、ネットワークに接続しているクライアント数は約400台となっている。ただし、平成25年度中において、一部の機器更新が計画されており、OSについても更新される予定である。機器の内訳は、XXXXXXXXXX XXXXXXXXXXとなっている。

各業務システムは、研究部門関連システムのほか、管理部門が運用する内部管理用システムがある。

イ 情報処理システムの規模

情報処理システムの規模は、利用者数約150名、クライアント数約400台の規模で、クライアントの多くは、研究・調査用として使用されているものである。

ウ 業務の内容

民間事業者が実施する業務の内容は、次のとおりであり、その詳細については、別添7「独立行政法人港湾空港技術研究所情報処理システム運用管理業務に係る調達仕様書」（以下、「調達仕様書」という。）を基本とする。

① 情報処理システムの運用管理

当研究所の情報処理システム（ネットワーク機器、サーバ及び端末装置）の運用管理を行うとともに、バックアップ媒体、ケーブル等、情報処理システムの運用に関する備品管理等を行うものとする。また、情報処理システムに障害が発生した場合は、当研究所に速やかに報告を行い、適切な対策を講じるものとする。

② サーバの監視・管理

OS内に付属する管理ツール、又は既定のツールを使用し、CPU等の資源監視、システムログの監視及びユーザデータの管理等を行うものとする。また、不正アクセス、障害等の発生および発生が予測される場合は、当研究所に速やかに報告し、適切な対策を講じるものとする。

③ ネットワーク運用管理

ネットワーク接続機器の死活監視及びトラフィック監視を行うものとする。また不正アクセス、障害等の発生及び発生が予測される場合は、当研究所に速やかに報告し、適切な対策を講じるものとする。

④ 共有資源の監視・管理

ファイルサーバ等の共有資源の利用状況を監視するものとする。また、当研究所よりユーザ変更の指示を受けた場合は、これにかかる共有資源の変更を速やかに行うものとする。

⑤ ウィルス等の対策

ウィルス対策の最新情報を入手し、関係者への通知を行うものとする。また、最新パターンファイルの適用状況、ウィルス感染状況等を常時監視するとともに、スパムメール、スパイウェア等不正プログラムの侵入を防ぐため、適切な対策を講じるものとする。

⑥ 更新プログラムの適用

OS、アプリケーション等のセキュリティホールが発見に伴う更新プログラム（Windowsセキュリティパッチ等）が公開された場合は、当研究所へ報告し適用するものとする。

ただし、同プログラムを適用することにより既存の情報処理システムに悪影響を及ぼすことが予測される場合は、適用の可否について協議を行うものとする。また、ソフトウェアベンダーへのサポート費用が発生する場合は別途協議する。

⑦ データのバックアップ

サーバ障害時のデータ消失を回避するため、定期的にバックアップ（ただし、バックアップ装置のないものは除く。）を行うものとする。

⑧ リモート管理

管理対象機器は、必要に応じて既定のツールにより、リモートで管理することとする。リモート管理に必要な機器、ソフトウェアの設定を行い、セキュリティ上の問題が発生しないようにするものとする。

⑨ 問い合わせ対応

当研究所職員からのアプリケーションソフト、サーバ運用等に関する問い合わせに随時、

対応するものとする。また、設定支援や必要に応じ手順書の作成及び周知を行う。

⑩ ホームページの監視及び更新

インターネット公開ホームページに対する不正アクセス、ファイルの書き換え等の監視を行うものとする。また、当研究所職員からの依頼によりホームページの更新及び修正を行い、動作確認を行うものとする。

⑪ 機器更新に伴う調整及び支援

端末装置等の機器の更新が発生した場合、対象機器の構成データ（IPアドレス、機種名、所属名等）の修正を行う。また、更新機器導入業者と連携し、作業が円滑に進むよう各種調整及び支援を行うものとする。

⑫ 関係機関との連携業務に関する運用支援

関係機関とのネットワーク接続を維持し、当該機関との連携業務が支障なく稼働するよう運用支援を行うものとする。また、関係機関との連携業務に係る運用について障害等が発生した場合は、当研究所に速やかに報告し、適切な対策を講じるものとする。

エ 作業場所

〒239-0826 神奈川県横須賀市長瀬3丁目1番1号

独立行政法人港 湾空港技術研究所 受配電施設内

なお、当該業務の事務に必要な諸経費及び交通費は、民間事業者の負担とする。

(2) 確保されるべき対象公共サービスの質

本業務は、情報処理システムの運営に係る業務の確実な実施及びネットワークシステムの利用者への継続的かつ安定的なサービスの円滑な提供に資するものである必要がある。

かかる観点から、2(1)ウに示した業務を実施するに当たり、民間事業者が確保すべき公共サービスの質は次のとおりとする。

ア 問い合わせ対応の利用満足度調査の結果

問い合わせ対応の利用者に対して、次の項目の満足度について、アンケートを実施（年1回）し、その結果の基準スコア（75点）を維持又は向上すること。

- ・ 問い合わせから回答までに要した時間
- ・ 回答または手順に対する説明の分かりやすさ
- ・ 回答または手順に対する結果の正確性
- ・ 担当者の対応（言葉遣い、親切さ、丁寧さ等）

各項目とも、「満足」（配点100点）、「ほぼ満足」（同80点）、「普通」（同60点）、「やや不満」（同40点）、「不満」（同0点）で回答させ、各利用者の4つの回答の平均スコア（100点満点）を算出する。

当該調査内容は、別添4「利用満足度調査票」のとおりである。

イ システム運用

① 本システムの可用性

民間事業者が、本業務を実施しなければならない時間に対して、全てのシステムが正常に稼働している時間の比率（以下、「正常稼働率」という。）は、各月毎に95%以上であ

ること。

正常稼働率の算定式を以下に示す。又、運用管理業務の対応時間は、調達仕様書の5-2に記載のとおりとする。

【正常稼働率】

$$\frac{((1 \text{ ヶ月の日数} \times \text{運用管理業務の対応時間}) - (\text{計画停止時間}) - (\text{サービス停止時間}))}{((1 \text{ ヶ月の日数} \times \text{運用管理業務の対応時間}) - (\text{計画停止時間}))} \times 100 (\%)$$

【サービス停止時間】

障害等によりその月の情報処理システムが停止した時間。ただし、民間事業者が本業務を実施しなければならない時間以外の時間、及び情報処理システムの停止が、ハードウェア、ソフトウェアの原因による場合で当該事業者へ通知を行い復旧するまでの時間は、サービス停止時間に含めない。

【計画停止時間】

定期点検等で予め計画されたその月のサービス停止時間

② システム運用上の重大障害の件数

正常に稼働できない事態・状況及び保有するデータの喪失等により、業務に多大な支障が生じるような重大障害の件数は、各月毎に0件であること。

③ 定時バックアップ率

各サーバの定時バックアップ率は、各月毎に100%であること。

ウ セキュリティ

① セキュリティの重大障害の件数

本業務に起因するもので、業務に多大な支障が生じるようなセキュリティの重大障害の件数は、各月毎に0件であること。

② ウィルス情報の把握

ベンダー等からのウィルスに関する情報の収集を、1日のうち一回以上行うこと。

③ パターンファイルの更新

パターンファイルの更新を、ベンダーからのリリース後6時間以内に行うこと。ただし、民間事業者が本業務を実施しなければならない時間以外の時間にリリースされたものにあつては、翌日の業務開始から6時間以内とする。

エ 業務の内容

2(1)ウに示す業務を適切に実施すること。

(3) 業務料の支払い

ア 契約の形態は、業務請負契約とする。

イ 民間事業者への業務料の支払いは、各月毎に支払うものとし、業務請負契約に基づき民間

事業者が実施した運用管理業務について、検査を実施するなどして適正に実施されていることを確認した上で、適法な支払請求書を受領した日から起算して30日以内に、当該月に支払うべき額を民間事業者に支払うこととする。

確認の結果、確保されるべき対象公共サービスの質が達成されていないと認められる場合、当研究所は、確保されるべき対象公共サービスの質の達成に必要な限りで、民間事業者に対して業務の実施方法の改善を行うよう指示することができる。民間事業者は、当該指示を受けて業務の実施方法を改善し、業務改善報告書を当研究所に提出するものとする。業務改善報告書の内容が、確保されるべき対象公共サービスの質が達成可能なものであると認められるまで、当研究所は業務料の支払いを行わないことができる。

なお、業務料は、平成25年4月1日以降のサービス提供に対して支払われるものであり、民間事業者が行う引継ぎや準備行為等に対して、民間事業者に発生した費用は、民間事業者の負担とする。

(4) ディスインセンティブ

正常稼働率が各月毎に95%未満であった時は、当研究所は業務料に1%を乗じて得た額（1円未満切り捨て）を、当該月に支払うべき額から減額して支払うものとする。ただし、民間事業者の責めに帰すべき理由により正常稼働率が各月毎に95%未満であった場合に限る。

なお、サービス提供時間及び正常稼働時間の実績値は、調達仕様書に基づき民間事業者が作成し、当研究所に提出した各種報告書の記載内容を踏まえて当研究所が判断するものとする。

3 対象公共サービスの実施期間に関する事項

契約期間は、平成25年 4月 1日から平成28年 3月31日までとする。

4 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 法第15条において準用する法第10条各号（第11号を除く。）に該当する者でないこと。
- (2) 独立行政法人港湾空港技術研究所契約事務取扱細則第8条及び第9条の規定に該当しない者であること。（別添9参照）
- (3) 独立行政法人港湾空港技術研究所理事長から入札参加資格停止の措置を受けていないこと。
- (4) 国土交通省国土技術政策総合研究所副所長から指名停止の措置を受けていないこと。
- (5) 平成22・23・24年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の資格を有し、かつ、平成25・26・27年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の資格の申請が受理された者であること。
- (6) 5（2）イ「履行証明書」の提出書類について、当研究所の審査に合格し、各要求項目を満たすことを証明した者であること。

- (7) 情報セキュリティマネジメントシステム (ISMS) 適合性評価制度に基づく ISMS 認証又は、ISO 27001 認証、JISQ 15001 に準拠したプライバシーマーク使用許諾及び ISO 9001 認証を取得している者であること。

5 入札に参加する者の募集に関する事項

(1) 入札手続 (スケジュール)

ア 入札公告	: 平成 24 年 12 月下旬頃
イ 現場説明 (個別対応予定)・資料閲覧	: 平成 25 年 1 月上旬頃
ウ 質問受付期限	: 平成 25 年 2 月上旬頃
エ 競争参加資格確認書類提出期限	: 平成 25 年 2 月中旬頃
オ 履行証明書提出期限	: 平成 25 年 2 月中旬頃
カ 履行証明書の審査	: 平成 25 年 2 月下旬頃
キ 入札書の提出期限	: 平成 25 年 3 月下旬頃
ク 開札及び落札者の決定	: 平成 25 年 3 月下旬頃
ケ 既存事業者からの引継ぎ等	: 平成 25 年 3 月下旬頃
コ 契約の締結	: 平成 25 年 4 月上旬頃

※ ウについて、質問は書面で受け付けることとし、回答は、軽微なもの及び当研究所の業務遂行に支障があるものを除き公表する。

※ 履行証明に当たって、入札参加希望者は、必要に応じて情報処理システムに係る資料 (調達仕様書、提出書類、設計書等) を、所定の手続きを経て当研究所内で閲覧することを可能とする。

※ 資料閲覧を希望する者は、以下の連絡先に予め連絡の上、訪問日時及び閲覧希望資料を調整すること。ただし、コピーや写真撮影等の行為は禁止する。また、閲覧を希望する資料であっても、情報セキュリティ保護等の観点から、提示できない場合がある。

〒239-0826 神奈川県横須賀市長瀬3丁目1番1号

独立行政法人 港湾空港技術研究所 企画管理部 総務課 契約係

電話 : 046-844-5039

受付時間 : 平日の9時45分から17時まで。(12時~13時は除く。)

(2) 入札書類

入札参加者は、次に掲げる書類を別に定める入札説明書に記載された期日及び方法により提出すること。

ア 入札書

入札金額 (契約期間内の全ての業務に対する報酬の総額の105分の100に相当する金額) を記載した書類をいう。

イ 履行証明書

履行証明書は、実施要項の別添 8 「履行証明書項目」 に示した各要求項目を満たすことができることを証明する書類

ウ 資格審査結果通知書 (全省庁統一資格) の写し

エ 法第15条において準用する法第10条に規定する欠格事由のうち、暴力団排除に関する規定について評価するために必要な書類

オ 財務状況が確認できる書類

カ 主たる事業概要、従業員数、事業所の所在地、代表者略歴、主要株主構成、他の者との間で競争の導入による公共サービスの改革に関する法律施行令（平成18年7月5日政令第228号）第3条に規定する特定支配関係にある場合はその者に関する当該情報

6 対象公共サービスを実施する者を決定するための評価の基準その他の公共サービスを実施する者の決定に関する事項

対象公共サービスを実施する者（以下、「落札者」という。）の決定は、最低価格落札方式によるものとする。

なお、「履行証明書項目」に示した各要求項目を満たすかの判断については、当研究所内に設置する審査委員会にて評価を行う。

（1）履行証明書

履行証明書の要求項目を全て満たしている場合に合格とし、その一つでも欠ける場合は失格とする。

（2）落札者の決定

ア （1）の要求項目を全て満たし、当研究所の予定価格の制限に達した価格の入札価格が最も安い者を落札者とする。

イ （1）の要求項目を全て満たしている者のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がない場合は、直ちに再度の入札を行う。

ウ 落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認める場合は、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最も安い者を落札者としてすることができる。

エ 落札者が決定したときは、遅延なく、落札者を含め入札者全員の商号または名称、入札価格及び落札者の決定理由、履行証明書の概要等について、公表するものとする。

（3）落札者が決定しなかった場合の措置

当研究所は、初回の入札において入札参加者がなかった場合、必須項目を全て満たす入札参加者がなかった場合又は再度の入札を行ってもなお落札者が決定しなかった場合、原則として、入札条件等を見直した後、再度公告を行う。

なお、再度の入札によっても落札者となるべき者が決定しない場合、又は業務の実施に必要な期間が確保できない等やむを得ない場合は、自ら実施することとし、その理由を官民競争入札等監理委員会に報告するとともに公表するものとする。

7 対象公共サービスに関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項

- (1) 従来の実施に要した経費
- (2) 従来の実施に要した人員
- (3) 従来の実施に要した施設及び設備
- (4) 従来の実施における目的の達成の程度
- (5) 従来の実施方法等

従来の業務の詳細な実施状況は、「別添1. 従来の実施状況に関する情報の開示」のとおりである。

8 公共サービス実施民間事業者に使用させることができる国有財産に関する事項

民間事業者は、次のとおり当研究所の財産を使用することができる。

(1) 当研究所の財産の使用

民間事業者は、本業務の遂行に必要な施設、設備等として、次に掲げる施設、設備等を適切な管理の下、無償で使用するすることができる。

ア 当研究所内のサーバ室及び業務に必要な電気、通信設備等

イ その他、当研究所と協議し、承認された業務に必要な施設、設備等

(2) 使用制限

ア 民間事業者は、本業務の実施及び実施に付随する業務以外の目的で使用し、又は利用してはならない。

イ 民間事業者は、予め当研究所と協議し、当研究所の業務に支障を来さない範囲内において、業務の実施に必要な設備等を持ち込むことができる。

ウ 民間事業者は、設備等を設置した場合は、設備等の使用を終了または中止した後、直ちに必要な原状回復を行う。

エ 民間事業者は、既存の建築物及び工作物等に汚損・損傷等を与えないよう十分注意し、損傷（機器の故障等を含む。）が生じるおそれのある場合は養生を行う。万一、損傷が生じた場合は、民間事業者の責任と負担において速やかに復旧するものとする。

9 公共サービス実施民間事業者が、本業務を実施するに当たり、当研究所に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他の公共サービスの適性かつ確実な実施の確保のために契約により公共サービス実施民間事業者が講ずべき措置に関する事項

(1) 民間事業者が当研究所に報告すべき事項、当研究所の指示により講じるべき措置

ア 報告等

- ① 民間事業者は、調達仕様書に規定する業務を実施したときは、当該調達仕様書に基づく各種報告書等を当研究所に提出しなければならない。

・運用技術者届

- ・業務計画書
- ・月次報告資料（作業報告書、定常業務の作業実施結果、問い合わせ一覧）
- ・打合せ記録
- ・その他業務報告（障害対応、更新プログラム対応、その他）

② 民間事業者は、業務を実施したとき、又は完了に影響を及ぼす重要な事項の変更が生じたときは、直ちに、当研究所に報告するものとし、当研究所と民間事業者が協議するものとする。

③ 民間事業者は、契約期間中において、②以外であっても、必要に応じて当研究所から報告を求められた場合は、速やかに報告を行うものとする。

イ 調査

① 当研究所は、本業務の適正かつ確実な実施を確保するために必要があると認めるときは、法第26条第1項に基づき、民間事業者に対し必要な報告を求め、又は当研究所の職員が事務所に立ち入り、本業務の実施状況若しくは記録、帳簿書類その他の物件を検査し、又は関係者に質問することができる。

② 立入検査をする当研究所の職員は、検査等を行う際には、当該検査が法第26条第1項に基づくものであることを民間事業者に明示するとともに、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示するものとする。

ウ 指示

当研究所は、本業務を適正かつ的確に実施させるために、民間事業者に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができる。

(2) 秘密を適正に取り扱うための措置

ア 民間事業者は、本業務の実施に際して知り得た当研究所の情報を、第三者に漏らし、盗用し、又は本業務以外の目的のために利用してはならない。これらの者が秘密を漏らし、又は盗用した場合には、法第54条により罰則の適用がある。

イ 民間事業者は、本業務の実施に際して得られた情報処理に関する利用技術（アイデア又はノウハウ）については、民間事業者からの文書による申し出を当研究所が認めた場合に限り、第三者へ開示できるものとする。

ウ 民間事業者は、当研究所から提供された個人情報及び業務上知り得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、適切な管理を行わなくてはならない。又、当該個人情報については、本業務以外の目的のために利用してはならない。

エ 民間事業者は、港湾空港技術研究所情報セキュリティポリシーに基づき、個人情報等を取り扱う場合は、①情報の複製等の制限、②情報の漏洩等の次案の発生時における対応、③委託終了時の情報の消去・廃棄（復元不可能とすること。）、④内部管理体制の確立、⑤情報セキュリティの運用状況の検査に応じる義務、⑥民間事業者の事業責任者及び本業務に従事する者全てに対しての守秘義務及び情報セキュリティ要求事項の遵守に関して、調達仕様書

別紙5「機密保持に関する誓約書」への署名を遵守しなければならない。

オ アからエまでのほか、当研究所は民間事業者に対し、本業務の適性かつ確実な実施に必要な限りで、秘密を適正に取り扱うために必要な措置をとるべきことを指示することができる。

(3) 契約に基づき民間事業者が講じるべき措置

ア 業務の開始

民間事業者は、本業務の開始日である平成25年4月1日から確実に業務を開始すること。

イ 権利の譲渡

民間事業者は、債務の履行を第三者に引き受けさせ、又は、契約から生じる一切の権利若しくは義務を第三者に譲渡し、継承せしめ、若しくは担保に供してはならない。ただし、書面による当研究所の事前の承認を得たときは、この限りではない。

ウ 瑕疵担保責任

① 当研究所は、成果物の引渡し後に発見された瑕疵について、引渡し後1年間は、民間事業者にも補修を請求できるものとし、補修に必要な費用は、全て民間事業者の負担とする。

② 成果物の瑕疵が民間事業者の責に帰すべき事由によるものである場合は、当研究所は、前項の請求に際し、これによって生じた損害の賠償を併せて請求することができる。

エ 再委託

① 民間事業者は、原則として本業務を他の事業者へ再委託してはならない。ただし、当研究所と協議の上、書面により承諾を受けた場合はこの限りではない。

なお、本協議については落札業者決定後、業務実施計画書(案)の提出迄の間に実施する。

② 民間事業者は、本業務の実施に当たり、その一部について再委託を行う場合には、原則として、あらかじめ提案書において、再委託先に委託する業務の範囲、再委託を行うことの合理性及び必要性、再委託先の履行能力並びに報告徴収、個人情報の管理その他運営管理の方法（以下、「再委託先等」という。）について記載しなければならない。

③ 民間事業者は、契約締結後やむを得ない事情により再委託を行う場合には、再委託先等を明らかにした上で、当研究所の承認を受けなければならない。

④ 民間事業者は、②または③により再委託を行う場合には、民間事業者が当研究所に対して負う義務を適切に履行するため、再委託先の事業者に対し「(2) 秘密を適正に取り扱うための措置」及び「(3) 契約に基づき民間事業者が講ずべきその他の措置」に規定する事項その他の事項について、必要な措置を講じさせるとともに、再委託先から必要な報告を聴取すること。

⑤ 再委託先は、前記(2)について、民間事業者と同様の義務を負うものとする。

⑥ ②から⑤までにに基づき、民間事業者が再委託先の事業者に義務を実施させる場合は、全て民間事業者の責任において行うものとし、再委託先の事業者の責に帰すべき事由につい

ては、民間事業者の責に帰すべき事由とみなして、民間事業者が責任を負うものとする。

(4) 契約内容の変更

当研究所は、必要があり民間事業者と合意した場合は、実施要項及び調達仕様書等の変更内容を民間事業者に通知して、実施要項及び調達仕様書等を変更することができる。この場合において、当研究所は、必要があると認められるときは履行期間若しくは契約金額を変更し、又は民間事業者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(5) 契約の解除

当研究所は、次の各項のいずれかに該当するときは、民間事業者に対し業務料の支払いを停止し、又は催告することなくこの契約の全部又は一部を解除若しくは変更することができる。この場合、民間事業者は当研究所に対して、契約金額の100分の10に相当する金額を違約金として支払わなければならない。その場合の算定方法については、当研究所の定めるところによる。ただし、同額の超過する増額費用及び損害が発生したときは、超過分の請求を妨げるものではない。

また、民間事業者は、当研究所との協議に基づき、本業務の処理が完了するまでの間、責任を持って当該処理を行わなければならない。

- ① 法第22条第1項イからチまで又は同項第2号に該当するとき。
- ② 暴力団員を、業務を統括する者又は従業員としていることが明らかになったとき。
- ③ 暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していることが明らかになったとき。
- ④ 民間事業者の責に帰する事由により、民間事業者がこの契約の全部または一部を履行する見込みがないと認められるとき。
- ⑤ 民間事業者が契約書第5条（再委任等の禁止）、第15条（秘密の保全）または第16条（債権譲渡の禁止）の規定に違反したとき。
- ⑥ 民間事業者またはその使用人が当研究所の行う監督及び検査に際し不正行為を行い、又は監督官等の職務の執行を妨げたとき。
- ⑦ 履行期限内に業務結果の提出がなかったとき。

(6) 談合等不正行為

民間事業者は、談合等の不正行為に関して、当研究所が定める「談合等の不正行為に関する特約条項」に従うものとする。

(7) 損害賠償

民間事業者は、民間事業者の故意または過失により当研究所に損害を与えたときは、当研究所に対し、その損害について賠償する責任を負う。

(8) 不可抗力免責、危険負担

当研究所及び民間事業者の責に帰すことができない事由により契約期間中に物件が滅失し、

又は毀損し、その結果、当研究所が物件を使用することができなくなったときは、民間事業者は、当該事由が生じた日の翌日以降の契約期間に係る代金の支払を請求することができない。

(9) 記録及び帳簿類の保管

民間事業者は、本業務に関して作成した記録及び帳簿類を、本業務が終了し、また中止した日の属する年度の翌年度から起算して5年間、保管しなければならない。

(10) 業務の引継ぎ

民間事業者は、本業務が適正かつ円滑にできるよう現行の情報処理システム運用管理業務の受注者から当該業務の開始日までに運用管理手順書等を使用して必要な事務引継ぎを受けなければならない。また、本業務の契約期間満了の際、業者変更が生じた場合は、民間事業者は次の情報処理システム運用管理業務の受注者に対し、当該業務の開始日までに運用管理手順書等を使用し必要な事務引継ぎを行わなければならない。

なお、本業務の開始前及び期間満了の際の事務引継ぎに必要となる民間事業者に発生した経費は民間事業者の負担となる。また、引継ぎは、契約日から速やかに開始すること。

(11) 紛争又は疑義の解決方法

この契約に定めのない事項及び契約に関して、当研究所と民間事業者間に紛争または疑義を生じた場合には、必要に応じて当研究所と民間事業者が協議して解決するものとする。

10 公共サービス実施民間事業者が公共サービスを実施するに当たり、第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し契約により当該公共サービス実施民間事業者が負うべき責任に関する事項

本実施要領及び調達仕様書で示す全ての業務を実施するに当たり、民間事業者、その職員、その他の本事業に従事する者が、故意または過失により、当該業務の受益者等の第三者に損害を加えた場合は、次のとおりとする。

(1) 当研究所が国家賠償法第1条第1項等に基づき当該第三者に対する賠償を行ったときは、当研究所は民間事業者に対し、当該第三者に支払った損害賠償額（当該損害の発生について当研究所の責に帰すべき理由が存する場合は、当研究所が自ら賠償の責に任ずべき金額を超える部分に限る。）について求償することができる。

(2) 民間事業者が民法第709条等に基づき当該第三者に対する賠償を行った場合であって、当該損害の発生について当研究所の責に帰すべき理由が存するときは、当該民間事業者は当研究所に対し、当該第三者に支払った損害賠償額のうち自ら賠償の責に任ずべき金額を超える部分について求償することができる。

11 対象公共サービスに係る法第7条第8項に規定する評価に関する事項

(1) 調査の実施時期

当研究所は、内閣総理大臣が行う評価の時期（平成27年5月を予定）を踏まえ、本業務に係る運用が開始される平成25年度以降、各年度末時点における状況を調査する。

(2) 調査項目及び実施方法

- ア 問い合わせ対応利用満足度調査の結果
利用した者に対する年1回のアンケート（利用満足度調査票）の実施結果により調査
- イ システム運用
月次報告資料等により調査
- ウ セキュリティ
月次報告資料等により調査
- エ 業務の内容
月次報告資料等により調査

(3) 意見聴取等

当研究所は、本業務の実施状況について必要に応じ、民間事業者、システム利用者等当該業務に関係した者から直接意見の聴取等を行うことができるものとする。

また、当研究所は、平成27年5月を目途として、本業務の実施状況等を内閣総理大臣へ提出するに当たり、官民競争入札等監理委員会にも提出する。

12 その他公共サービスの実施に関し必要な事項

(1) 事業実施状況等の監理委員会への報告及び公表

当研究所は、民間事業者の本業務の実施状況について、毎年度、官民競争入札等監理委員会へ報告するとともに、公表する。

(2) 民間事業者の責務

- ア 本業務に従事する者は刑法（明治40年法律第45号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなされる。

- イ 民間事業者は、法第55条の規定に該当する場合は、30万円以下の罰金に処されることとなる。

なお、法第56条により、法人の代表者または法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人または人の業務に関し、法第55条の規定に違反したときは、行為者を罰するほか、その法人または人に対して同条の刑を科する。

- ウ 民間事業者は、会計検査院法（昭和22年法律第73号）第23条第1項第7号に規定する者に該当することから、会計検査院が必要と認めるときには、同法第25条及び第26条により、同院の実地の検査を受けたり、同院から直接または当研究所を通じて資料または報告等の提出を求められたり質問を受けたりすることがある。

(3) 当研究所の監督体制

- ア 本実施要項及び調達仕様書に示す業務全体に係る監督は、当研究所企画管理部業務課が行い、当研究所企画管理部業務課長を責任者とする。

イ 本実施要項に基づく民間競争入札手続きに係る監督は、当研究所企画管理部総務課が行い、当研究所企画管理部総務課長を責任者とする。

(4) 著作権

ア 民間事業者は、本業務の目的として作成される成果物に関し、著作権法第27条及び第28条を含む著作権の全てを当研究所に無償で譲渡するものとする。

イ 民間事業者は、成果物に関する著作者人格権（著作権法第18条から第20条までに規定された権利をいう。）を行使しないものとする。ただし、当研究所が承認した場合は、この限りではない。

ウ ア及びイに関わらず、成果物に民間事業者が既に著作権を保有しているもの（以下、「民間事業者著作物」という。）が組み込まれている場合は、当該民間事業者著作物の著作権についてののみ、民間事業者に帰属する。

エ 提出される成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合には、民間事業者が当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行うものとする。

(5) 本業務に係る調達仕様書

本業務を実施する際に必要な詳細仕様は、別添 7 調達仕様書に示すとおりである。

以 上

従来の実施状況に関する情報の開示

1. 従来の実施に要した経費			(単位：千円)		
			平成22年度	平成23年度	平成24年度
	人件費	常勤職員	—	—	—
		非常勤職員	—	—	—
	物件費		—	—	—
	委託費等	委託費定額分	14, 175	13, 067	11, 088
		成果報酬等	—	—	—
		旅費その他	—	—	—
小 計 (A)			14, 175	13, 067	11, 088
	減価償却費		—	—	—
	退職給付費用		—	—	—
	間接部門費		—	—	—
参考値 (B)			0	0	0
合 計 (A)+(B)			14, 175	13, 067	11, 088
(注記事項)					
当研究所では、入札対象である事務・事業の全部を請負により実施しており、上記経費各欄の金額は支払額（単年度契約の契約金額）である。					
委託費定額分において平成22年度に比べ平成23年度が低額となった理由は、予定価格の根拠となる見積価格の変動によるものであり、平成24年度がさらに低額となった理由は、ウィルス対策ソフトウェアライセンス及びグループウェアソフトライセンスの調達を別件としたためである。					

2. 従来の実施に要した人員		(単位：人)		
		平成22年度	平成23年度	平成24年度
運用要員責任者		1	1	1
運用要員（ヘルプデスク含む）		1	1	1
(業務従事者に求められる知識・経験等)				
下記の資格保有者及び運用管理業務実務経験5年以上の者。 情報処理技術者試験：基本情報技術者、第二種情報処理技術者又は初級システムアドミニストレータ				
(業務の繁閑の状況とその対応)				
年間を通じて、ほぼ一定の業務量があり、特に年度末及び年度始めについては、大規模な人事異動に伴うグループウェアのユーザー異動の処理に関する業務が発生する。 なお、過去3ヶ年度における運用管理業務の作業時間及び問い合わせ対応件数は、別添2「運用管理業務の委託事項別作業人日実績一覧表」及び別添3「運用管理業務の問い合わせ対応件数一覧表」のとおりとなっている。 別添3「運用管理業務の問い合わせ対応件数一覧表」において、平成22年度の対応件数が他年度より増加している理由は、サーバの入れ替え及びグループウェアの更新等を行ったため、これに伴う問い合わせが増加したものである。				
(注記事項)				
当研究所では、業務課の管理の下、入札対象である事務・事業の全部を請負（1名常駐）				

により実施している。

なお、本業務の管理・監督は、企画管理部業務課（課長以下2名）にて実施している。

3. 従来の実施に要した施設及び設備

（施設及び設備）

施設として、当研究所敷地内の受配電施設（サーバ室、詰所合わせ約68㎡）

設備として、委託業務に必要な電気・通信設備

その他として、委託業務に必要な機器（執務用什器類、パソコン2台、プリンタ1台、電話1台）、備品及び消耗品

（注記事項）

①上記施設、設備等は、委託業務を行う範囲において無償貸与。（光熱水道費及び通信料を含む。）

②その他考慮すべき点

- ・作業場所 … 委託業務を行う場合は、当研究所受配電施設内のサーバ室と併設の詰所となる。受配電施設への入退室は、電子錠式扉となっている。そのほか独立行政法人港湾空港技術研究所建物等管理規則を遵守すること。

4. 従来の実施における目的の達成の程度

当研究所の情報処理システム運用管理については、情報処理システムの継続的・安定的なサービスの提供を円滑に行うことを目的としている。

①情報処理システム利用満足度調査は、過年度において実施していない。

②本システムの可用性

平成22年度から平成24年度までの間、仕様書に定められている要求事項を確実に実施しているが、サービス停止時間及び計画停止時間は記録していない。

③システム運用上の重大障害の件数

平成22年度から平成24年度までの間、仕様書に定められている要求事項を確実に実施しているが、障害復旧時間は記録していない。

④定時バックアップ率

平成22年度から平成24年度までの間、仕様書に定められる要求事項を確実に実施しているが、バックアップ率は記録していない。

⑤セキュリティの重大障害の件数

平成22年度から平成24年度までの間、事例は発生していない。

⑥ウィルス情報の把握

平成22年度から平成24年度までの間、仕様書に定められる要求事項を確実に実施しているが、把握件数は記録していない。

⑦パターンファイルの更新

平成22年度から平成24年度までの間、仕様書に定められる要求事項を確実に実施しているが、更新履歴は記録していない。

⑧業務の内容

平成22年度から平成24年度までの間、仕様書に示す運用管理業務を適切に実施している。

5. 従来の実施方法等

①従来の実施方法

別添5「業務フロー及び業務区分」のとおり

②組織図

別添6「独立行政法人港湾空港技術研究所組織図（平成24年4月）」のとおり

③情報セキュリティポリシー（抜粋）

当研究所では、情報処理業務の一部又は全部を外部委託する場合、当研究所の情報セキュリティの確保のために採るべき対策の基準として策定している、独立行政法人港湾空港技術研究所情報セキュリティポリシーにおいて、主に次のことを実施することとなっている。

・基本遵守事項（抜粋）

5.1.2 外部委託

（中略）

(4) 外部委託に係る契約

(b) システム管理者又は情報セキュリティ担当者は、外部委託に係る契約者双方の責任の明確化と合意の形成を行い、委託先における情報セキュリティ対策の遵守方法及び管理体制に関する確認書を提出させなければならない。また、必要に応じて、以下の事項を当該確認書に含めさせなければならない。

(イ) 当該委託業務に携わる者の特定

(イ) 遵守すべき情報セキュリティ対策を実現するために、当該者が実施する具体的な取り組み内容

（中略）

(e) システム管理者又は情報セキュリティ担当者は、委託先はその請負内容の全部又は一部を第三者に再請負させることを禁止しなければならない。ただし、委託先からの申請を受け、再請負させることにより生ずる脅威に対して、情報セキュリティが十分に確保される措置が担保されると判断する場合は、その限りではない。

（中略）

(5) 外部委託の実施における手続

(イ) 外部委託の業務終了時により確実に返却させ、又は廃棄させ、若しくは抹消させること。

(b) システム管理者又は情報セキュリティ担当者は、請け負わせた業務の実施において情報セキュリティの侵害が発生した場合に、定められた対処方法に従い、委託先に必要な措置を講じさせなければならない。

（事業の目的を達成する観点から重視している事項）

当研究所では、情報システムの利用者へ継続的・安定的なサービスの提供を円滑に行うため、日々、情報システムの運用管理業務を実施しているが、特にサポート業務については、利用者の要望に対して、適切な対応を求めている。

運用管理業務の業務事項別作業人日実績一覧表

(単位：人日)

年度	業務事項	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
21 年度	情報処理システムの運用管理	21	18	22	20	18	18	21	19	19	19	19	24	238
	サーバの監視・管理	21	18	22	20	18	18	21	19	19	19	19	24	238
	ネットワーク運用管理	21	18	22	20	18	18	21	19	19	19	19	24	238
	共有資源の監視・管理	21	18	22	20	18	18	21	19	19	19	19	24	238
	ウィルス等の対策	21	18	22	20	18	18	21	19	19	19	19	24	238
	データのバックアップ	21	18	22	20	18	18	21	19	19	19	19	24	238
	リモート管理	21	18	22	20	18	18	21	19	19	19	19	24	238
	問い合わせ対応	21	18	22	20	18	18	21	19	19	19	19	24	238
	ホームページの監視及び更新	21	18	22	20	18	18	21	19	19	19	19	24	238
	機器更新に伴う調整及び支援	21	18	22	20	18	18	21	19	19	19	19	24	238
	関係機関との連携業務に関する運用支援	21	18	22	20	18	18	21	19	19	19	19	24	238
	計	231	198	242	220	198	198	231	209	209	209	209	264	2,618
22 年度	情報処理システムの運用管理	21	18	22	21	22	20	20	20	19	19	19	22	243
	サーバの監視・管理	21	18	22	21	22	20	20	20	19	19	19	22	243
	ネットワーク運用管理	21	18	22	21	22	20	20	20	19	19	19	22	243
	共有資源の監視・管理	21	18	22	21	22	20	20	20	19	19	19	22	243
	ウィルス等の対策	21	18	22	21	22	20	20	20	19	19	19	22	243
	データのバックアップ	21	18	22	21	22	20	20	20	19	19	19	22	243
	リモート管理	21	18	22	21	22	20	20	20	19	19	19	22	243
	問い合わせ対応	21	18	22	21	22	20	20	20	19	19	19	22	243
	ホームページの監視及び更新	21	18	22	21	22	20	20	20	19	19	19	22	243
	機器更新に伴う調整及び支援	21	18	22	21	22	20	20	20	19	19	19	22	243
	関係機関との連携業務に関する運用支援	21	18	22	21	22	20	20	20	19	19	19	22	243
	計	231	198	242	231	242	220	220	220	209	209	209	242	2,673
23 年度	情報処理システムの運用管理	20	19	22	20	23	20	20	20	19	19	21	21	244
	サーバの監視・管理	20	19	22	20	23	20	20	20	19	19	21	21	244
	ネットワーク運用管理	20	19	22	20	23	20	20	20	19	19	21	21	244
	共有資源の監視・管理	20	19	22	20	23	20	20	20	19	19	21	21	244
	ウィルス等の対策	20	19	22	20	23	20	20	20	19	19	21	21	244
	データのバックアップ	20	19	22	20	23	20	20	20	19	19	21	21	244
	リモート管理	20	19	22	20	23	20	20	20	19	19	21	21	244
	問い合わせ対応	20	19	22	20	23	20	20	20	19	19	21	21	244
	ホームページの監視及び更新	20	19	22	20	23	20	20	20	19	19	21	21	244
	機器更新に伴う調整及び支援	20	19	22	20	23	20	20	20	19	19	21	21	244
	関係機関との連携業務に関する運用支援	20	19	22	20	23	20	20	20	19	19	21	21	244
	計	220	209	242	220	253	220	220	220	209	209	231	231	2,684

※ 1 人の要員が常駐し業務を実施していることから、業務事項別に人日を記載している。

運用管理業務の問い合わせ対応件数一覧表

(単位：件)

年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
21 年度	135	82	67	64	80	96	56	55	57	82	83	117	974
22 年度	134	92	97	71	73	94	107	172	131	120	118	156	1,365
23 年度	104	79	49	63	80	56	60	49	37	58	44	81	760

利用満足度調査票

このアンケートは、独立行政法人港湾空港技術研究所システムの運用管理業務において、確保されるべきサービスの質を検討するため、年一回、情報処理システムの障害対応を利用した職員を対象に、満足度を調査するものです。

つきましては、次の4つの質問に対して、それぞれ「満足」から「不満」までのいずれかに該当する□にレ印を記入してください。

1 お問い合わせから回答までに要した時間について、満足されましたか？

- ☐ 満足
- ☐ ほぼ満足
- ☐ 普通
- ☐ やや不満
- ☐ 不満

2 回答又は手順に対する説明の分かりやすさについて、満足されましたか？

- ☐ 満足
- ☐ ほぼ満足
- ☐ 普通
- ☐ やや不満
- ☐ 不満

3 回答又は手順に対する結果の正確性について、満足されましたか？

- ☐ 満足
- ☐ ほぼ満足
- ☐ 普通
- ☐ やや不満
- ☐ 不満

4 担当者の対応（言葉遣い、親切さ、丁寧さ等）について、満足されましたか？

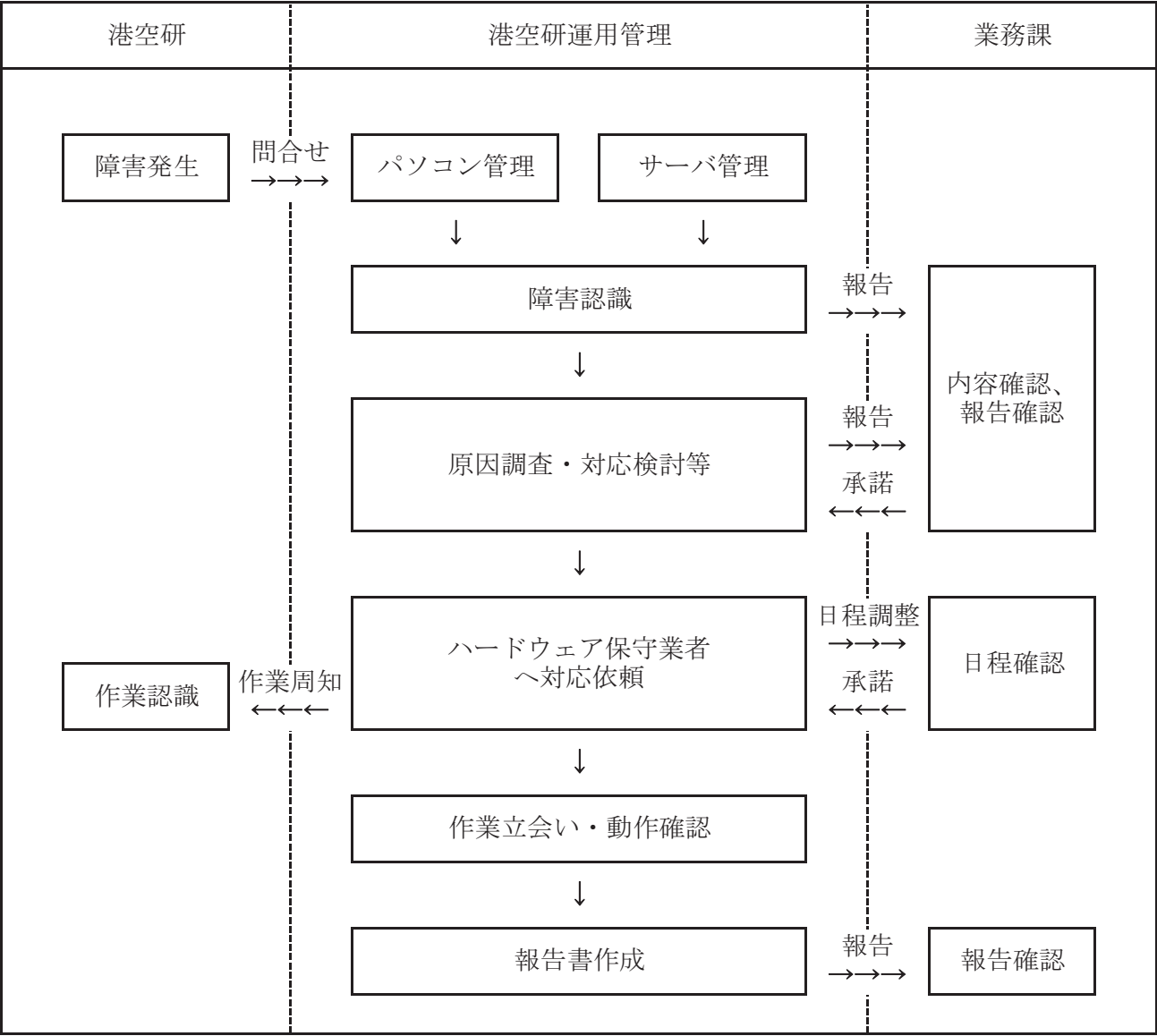
- ☐ 満足
- ☐ ほぼ満足
- ☐ 普通
- ☐ やや不満
- ☐ 不満

利用月日：平成 年 月 日

業務フロー及び業務区分

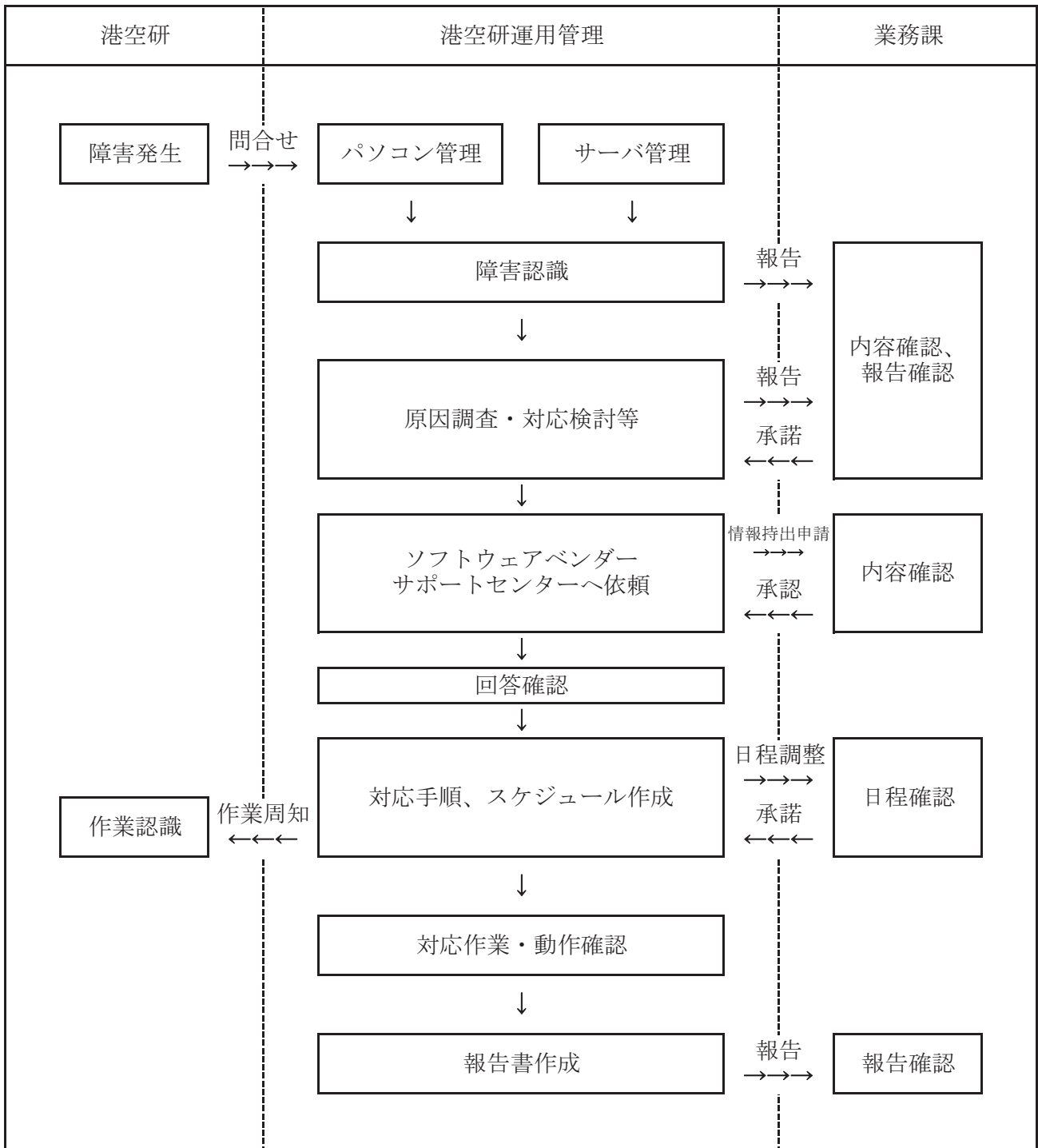
1. ハードウェア管理

(情報処理システムの運用管理、サーバの監視・管理、機器更新に伴う調整及び支援)

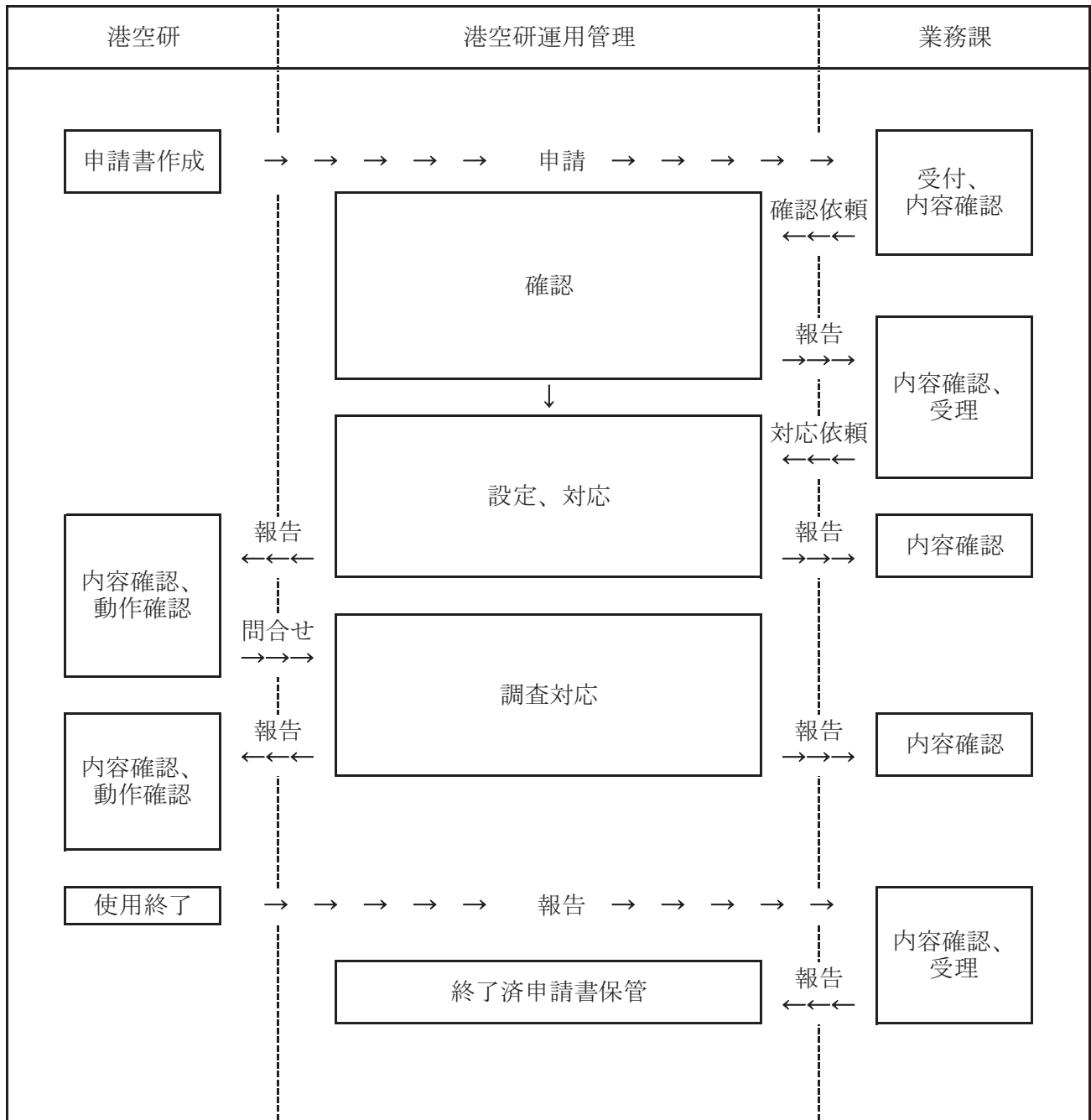


2. ソフトウェア管理

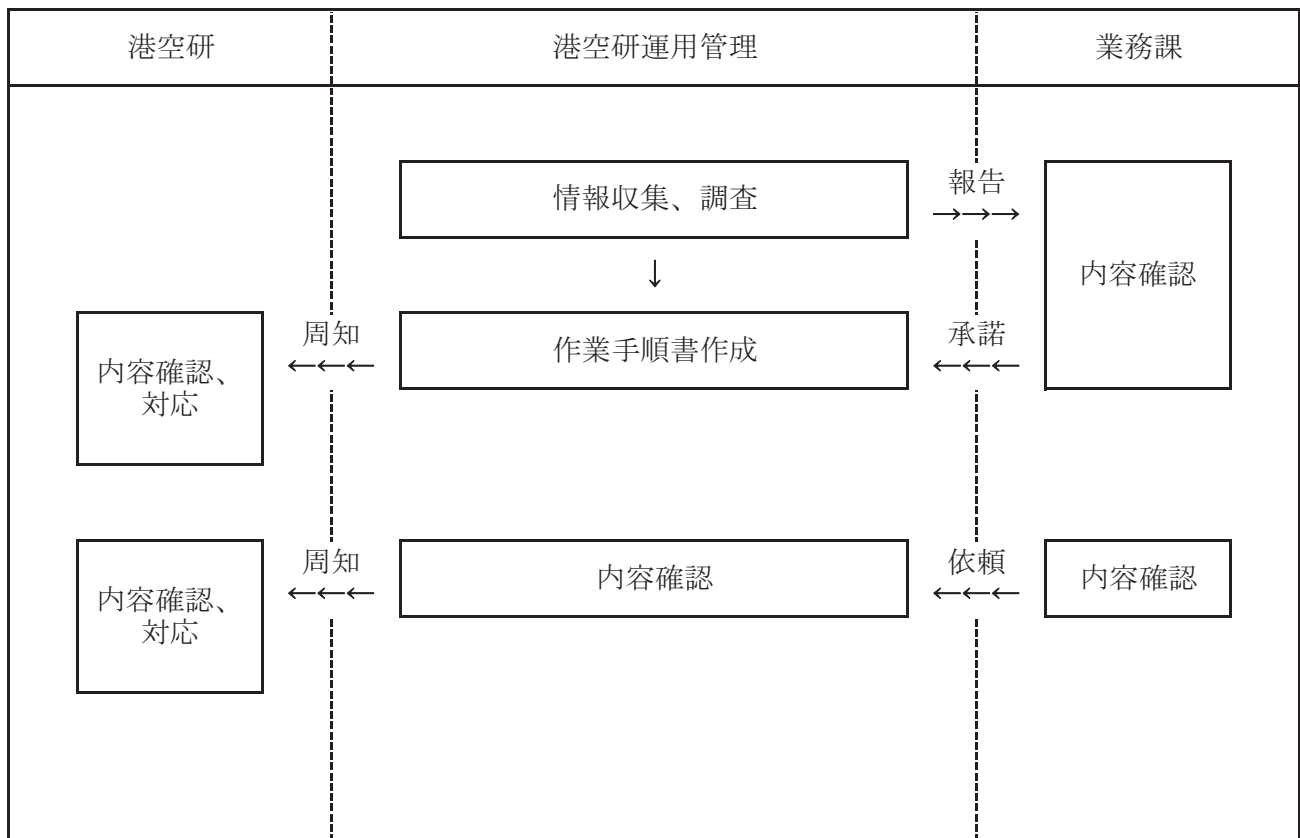
(情報処理システムの運用管理、サーバの監視・管理、共有資源の監視・管理、リモート管理、問い合わせ対応、ホームページの監視及び更新)



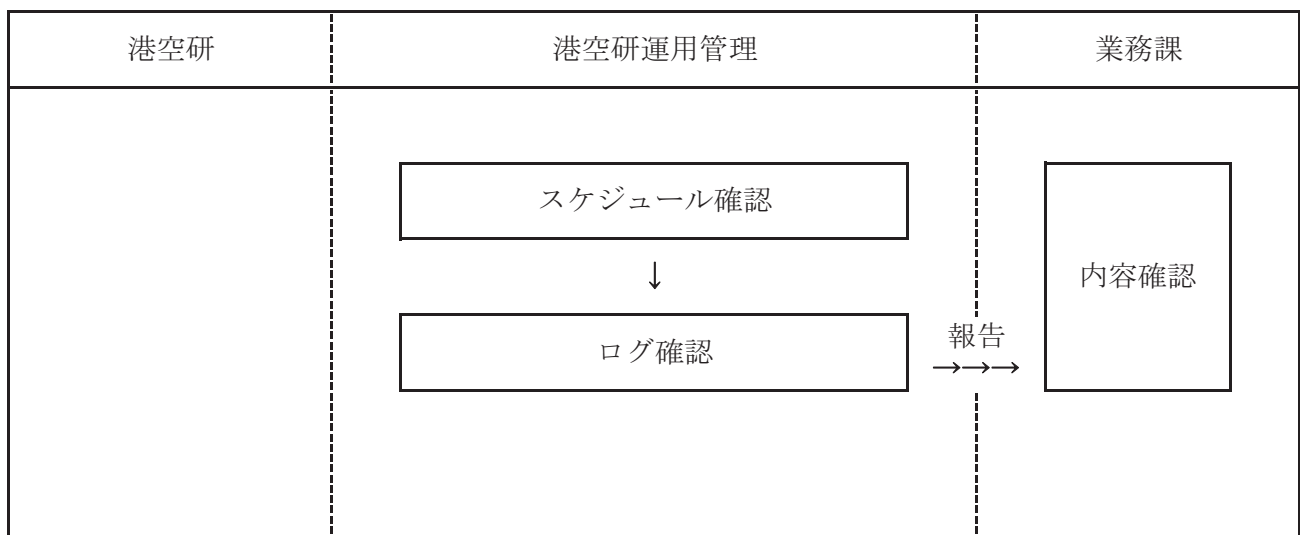
3. ネットワーク管理（ネットワーク運用管理、関係機関との連携業務に関する運用支援）



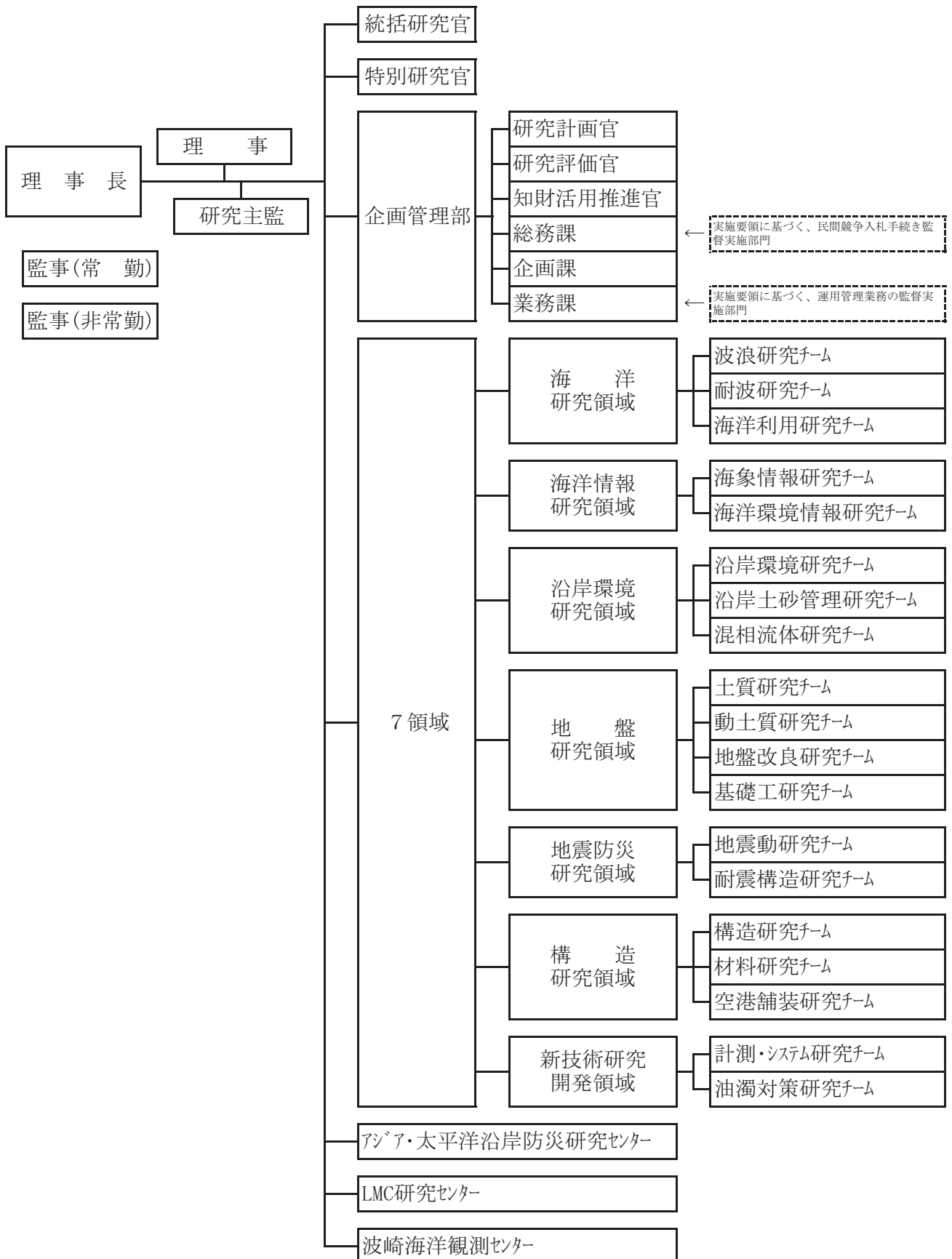
4. セキュリティ管理（ウイルス等の対策、更新プログラムの適用）



5. データのバックアップ



独立行政法人港湾空港技術研究所組織図（平成24年4月1日現在）



独立行政法人港湾空港技術研究所情報処理システム運用管理業務
に係る調達仕様書（案）

平成 2 4 年 ○月

独立行政法人港湾空港技術研究所

目 次

1	業務概要	…	1
2	作業場所	…	1
3	契約期間	…	1
4	情報処理システムの概要	…	1
5	業務仕様	…	1
6	業務従事者の資格等	…	4
7	検査	…	5
8	その他	…	5
	別紙 1 独立行政法人港湾空港技術研究所情報システム構成図	…	7
	別紙 2 運用管理対象機器一覧	…	8
	別紙 3 運用管理業務内容	…	9
	別紙 4 業務報告書	…	12
	別紙 5 機密保持に関する誓約書	…	13

1. 業務概要

本業務は、独立行政法人港湾空港技術研究所（以下「当研究所」という。）の職員が情報処理システムを円滑に利用するため、当研究所及び関係各所に設置されているサーバ、端末装置及びネットワーク機器の運用管理業務等を行うものである。

2. 作業場所

神奈川県横須賀市長瀬3丁目1番1号
独立行政法人 港湾空港技術研究所

3. 契約期間

契約期間は平成25年4月1日から平成28年3月31日までとする。

4. 情報処理システムの概要

(1) 情報処理システムの概要

情報処理システムは、構内LANと各業務システムにより構成され、外部との通信は、公共回線サービスを利用している。

構内LANは、サーバ／クライアント方式を採用しており、サーバのOSは[REDACTED] [REDACTED]を使用している。又、クライアントOSは、[REDACTED] [REDACTED]する環境となっており、ネットワークに接続しているクライアント数は約400台となっている。

各業務システムは、研究部門関連のシステムのほか、管理部門が運用する内部管理システムがある。

港空研情報処理システムの構成については、別紙1を参照のこと。

(2) 構内LAN環境

当研究所構内は、[REDACTED] [REDACTED] LANを構築している。

波崎海洋観測センターとは、[REDACTED]により接続している。

(3) グループウェア

当研究所では、グループウェアとしてLotus Notes/Dominoを使用している。運用に当たっては、レプリカサーバを設置し冗長性を確保している。

(4) ウィルス等の対策

ウィルス対策は、ウィルス対策ソフトウェアにて、情報漏洩対策は、スパイウェア対策ソフトウェアにて対策を行っている。

迷惑メール対策として、スパムメール対策装置を設置している。

5. 業務仕様

5-1 運用管理業務

(1) 情報処理システムの運用管理

当研究所の情報処理システム（ネットワーク機器、サーバ及び端末装置）の運用管理を行うとともに、バックアップ媒体、ケーブル等、情報処理システムの運用に関する備品管理を行うものとする。また、情報処理システムに障害が発生した場合は、監督職員に速やかに報告し、適切な対策を講じるものとする。

本業務の対象機器及びOSは、下記のとおりとする。なお詳細は、別紙2「管理対象機器

一覧」を参照のこととするが、平成25年度に機器の一部を更新するため、記載の機器数量及びOS等については、変更となる予定である。

① ネットワーク機器

② サーバ

③ 端末装置

④ ソフトウェア

イ) サーバ及び端末のOS

ロ) Microsoft Office、一太郎、Lotus Notes

ハ) ウィルス対策、バックアップ及びUPS制御ソフト

(2) サーバの監視・管理

OS内に付属する管理ツール、又は既定のツールを使用し、下記に示す項目について監視を行うものとする。又、不正アクセス、障害等の発生及び発生が予測される場合は、監督職員に速やかに報告し、適切な対策を講じるものとする。

① 資源監視 (CPU、メモリ、HDD等)

リソース高負荷警告表示の問題分析及び対策

② システムログの監視

各OSのシステムログ (Windows/RedHat Enterprise Linux)

ウィルス対策ソフトウェア

サーバ監視ソフトウェア

スパムメール対策装置

プロキシサーバのアクセス履歴

SSLVPNアクセス履歴

WEBフィルタリングソフトウェア

バックアップソフトウェア

③ データ管理

Notesユーザ管理 (登録・更新・削除)

Notesデータベース管理 (設定変更、技術支援)

UNIXメールアカウント管理 (登録・更新・削除)

メールアドレス検索システム用データ更新

強震観測システム管理 (サービス再起動、技術支援)

インターネット用ファイアウォール及びスパムメール対策装置管理 (ポリシー等)

(3) ネットワーク運用管理

ネットワーク接続機器の死活監視及びトラフィック監視を行うものとする。また不正アクセス、障害等の発生及び発生が予測される場合は、監督職員に速やかに報告し、適切な対策を講じるものとする。

なお、ネットワークの構成は、以下のとおりである。

① ネットワーク回線

港空研LAN (幹線)

: [REDACTED]

港空研LAN (支線)

: [REDACTED]

港空研～波崎海洋観測センター間回線

: [REDACTED]

インターネット接続回線

: [REDACTED]

② 通信プロトコル

: [REDACTED]

(4) 共有資源の監視・管理

ファイルサーバ等の共有資源の利用状況を監視するものとする。又、監督職員よりユーザ変更の指示を受けた場合は、これにかかる共有資源の変更を速やかに行うものとする。

(5) ウィルス等の対策

ウィルス対策の最新情報を入手し、関係者への通知を行うものとする。又、最新パターンファイルの適用状況、ウィルス感染状況等を常時監視するとともに、スパムメール、スパイウェア等不正プログラムの侵入を防ぐため、適切な対策を講じるものとする。

(6) 更新プログラムの適用

OS、アプリケーション等のセキュリティホールが発覚に伴う更新プログラム（Windows セキュリティパッチ等）が公開された場合は、監督職員へ報告し適用するものとする。

ただし、同プログラムを適用することにより既存の情報処理システムに悪影響を及ぼすことが予測される場合は、適用の可否について協議を行うものとする。また、ソフトウェアベンダーへのサポート費用が発生する場合は別途協議する。

(7) データのバックアップ

サーバ障害時のデータ消失を回避するため、定期的にバックアップ（バックアップ装置のないものは除く。）を行うものとする。

(8) リモート管理

管理対象機器は、必要に応じて既定のツールにより、リモートで管理することとする。

リモート管理に必要な機器、ソフトウェアの設定を行い、セキュリティ上の問題が発生しないようにするものとする。

(9) 問い合わせ対応

当研究所職員からのアプリケーションソフト、サーバ運用等に関する問い合わせに対応するものとする。又、設定支援や必要に応じ手順書の作成及び周知を行う。

(10) ホームページの監視および更新

インターネット公開ホームページに対する不正アクセス、ファイルの書き換え等の監視を行うものとする。又、当研究所職員からの依頼によりホームページの更新及び修正後の動作確認を行うものとする。

(11) 機器更新に伴う調整および支援

端末装置等の機器の更新が発生した場合、対象機器の構成データ（IPアドレス、機種名、所属等）の修正を行い、機器導入業者と連携し更新作業が円滑に進むよう各種調整及び支援を行うものとする。

(12) 関係機関との連携業務に関する運用支援

次に示す関係機関とのネットワーク接続を維持し、当該機関との連携業務が支障なく稼働するよう運用支援を行うものとする。又、関係機関との連携業務に係る運用について障害等が発生した場合は、監督職員に速やかに報告し、適切な対策を講じるものとする。

なお、関係機関へ出向いての作業はないものとする。

- ① 国土交通省 国土技術政策総合研究所 横須賀庁舎

(神奈川県横須賀市長瀬3丁目1番1号)

連携業務：

② 波崎海洋観測センター

(茨城県神栖市須田浜地先)

連携業務：[REDACTED]により研究所内端末装置と同等の業務環境を提供

5-2 対応時間

運用管理業務の対応時間は、以下の通りとする。

- (1) 対応時間：午前8時30分～午後5時15分（土、日、祝祭日、12月29日～1月3日を除く。）
- (2) 超過勤務時間：平均時間は20時間/人月を標準とする。

5-3 打合せ

受注者は次の事項について監督職員と適宜打合せを行い、その結果を相互に確認するものとする。

- (1) 業務の計画
- (2) 業務履行状況の確認
- (3) その他業務の実施上必要となる事項

5-4 作業報告

受注者は、本業務の作業報告として、次の項目について監督職員に提出するものとする。
なお、報告様式は、別紙4を参照のこと。

- (1) 業務計画書
- (2) 月次報告資料（作業報告書、定常業務の作業実施結果、問い合わせ一覧）
- (3) 打合せ記録
- (4) その他業務報告（障害対応、更新プログラム対応、その他）

6. 業務従事者の資格等

6-1 運用技術者（常駐）

受注者は、運用管理を行うため運用技術者を1名以上配置し、常時対応するものとする。

(1) 運用技術者の資格

運用技術者は、次に掲げるいずれかの資格、又は同等以上の資格を1つ以上保有し、運用技術者として5年以上のWAN・LANの提案、展開・保守の実務経験、実績があること。

① 情報処理技術者試験：独立行政法人情報処理推進機構が実施する国家試験

- イ) 基本情報技術者
- ロ) 第二種情報処理技術者（旧試験制度）
- ハ) 初級システムアドミニストレータ（旧試験制度）

(2) 運用技術者の届け出及び変更

受注者は、庁舎管理、機密情報取扱者の特定等の理由から運用技術者の氏名及び住所等、必要事項を書面に記載し、事前に監督職員に届け出るものとする。

又、止むを得ず運用技術者を変更する場合は、業務の遂行に支障が生じないように配慮するものとする。

(3) 運用技術者の明示

運用技術者は、構内業務に従事する際は、名札を見やすい位置に着用すること。

6-2 管理技術者

受注者は、本業務の遂行に先立ち、本業務の技術上の管理を行う管理技術者を定め、発注者に届け出るものとする。

(1) 管理技術者の資格

管理技術者は、ITサービスにおける運用業務の標準資格（ITILFoundation）又は同等以上の資格を保有し、さらに次に掲げるいずれかの資格、又は同等以上の資格を1つ以上保有するものとする。又、管理技術者は、本業務全般を把握したうえで運用技術者を指揮監督するのに必要な能力と経験およびスキルを有し、発注者に対して運用に関する技術的提案を行える者とする。

① 情報処理技術者試験：独立行政法人情報処理推進機構が実施する国家試験

イ) 共通キャリア・スキルフレームワークのレベル3、4に対応する資格（経済産業省）

ロ) 旧試験制度の資格

システムアナリスト

システム監査技術者

② その他の資格

イ) 技術士（情報工学部門）

ロ) 中小企業診断士（情報処理）

ハ) PMP（Project Management Professional）

ニ) ITコーディネータ

7. 検査

本仕様書に基づき、受注者立ち会いのもとに検査職員が検査を行い、検査合格をもって検収とする。

8. その他

(1) 受注者は、本業務の遂行にあたり、業務の目的および意図を十分に理解したうえで仕様内容を満足するよう努めるものとする。また、必要によりマニュアル等を整備し、円滑な業務遂行に努めるものとする。

(2) 受注者は、本業務で知り得た全ての情報を、業務遂行のために知る必要のある自社社員及び発注者以外に開示、漏洩してはならない。なお、機密保持事項については、履行期間のもとより、履行期間終了後においても有効に存続するものとし、自社社員に機密保持を遵守させるものとする。

また受注者は、契約後速やかに別紙5「機密保持に関する誓約書」を当研究所に提出するものとし、機密保持に関して業務従事者に対する全ての責務を負うものとする。

(3) 受注者は、自社セキュリティポリシーの遵守はもとより、発注者が保有する情報セキュリティポリシーを遵守しなくてはならない。また、発注者が保有する情報セキュリティポリシーに付随する規定等については、その内容を秘密にしなくてはならない。

(4) 受注者または運用技術者に次の事項に該当する行為があった場合は、契約の解除ができるものとする。

① 不正行為（監督職員の了解なしに故意にデータ・プログラム等を改変、複製、減失、き損、漏洩する等）があったとき。

② 正当な理由がなく作業が著しく遅延し、又は作業に着手しないとき。

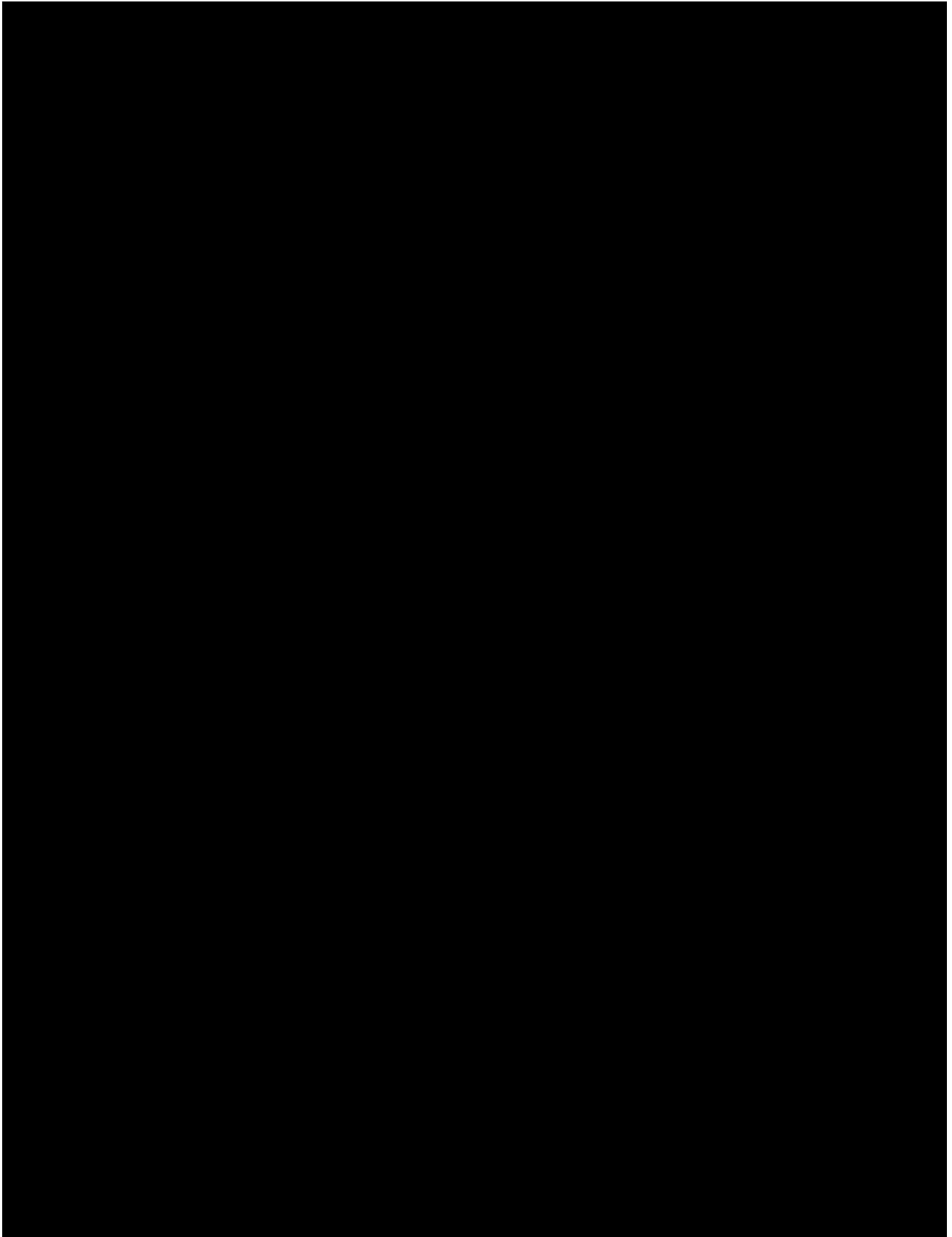
③ 作業状況が著しく誠意を欠くと認められたとき。

(5) 本仕様書に明記なき事項及び疑義が生じた場合は、監督職員と協議し、その指示に従う

こと。

以 上

独立行政法人 港湾空港技術研究所 情報処理システム構成図



運用管理対象機器一覧

管 理 対 象 機 器 等 名	数量	備 考

運用管理業務内容

1. 情報処理システムの運用管理

項 目	業 務 内 容	作業実施時期
管理対象機器	管理対象機器の運用・管理を行う	随時
備品管理	バックアップ媒体、ケーブル等情報処理システム運用に関する備品の管理を行う。	随時
障害対応	端末に障害が発生した場合、速やかに状況確認を行い、監督職員に報告する。なお、障害が簡易な場合は復旧を行う。	随時

2. サーバの監視・管理

項 目	業 務 内 容	作業実施時期
資源監視	CPU負荷 パフォーマンスモニタにより監視する。 90%を越える場合は、原因となるプロセスの停止を試み、不可能であった場合は監督職員へ報告し、再起動を行う。	随時
	メモリ使用率 パフォーマンスモニタにより使用量を監視する。 全容量の90%を越える場合は、原因となるプロセスの停止を試み、不可能であった場合は監督職員へ報告し、再起動を行う。	随時
	HDD容量 空き容量を監視する。 空き容量がドライブ全容量の10%を下回った場合は、監督職員へ報告し、不要なファイルの整理を行う。	随時
システムログの監視	イベントビューア等により監視を行う。 エラー及び警告が出た場合、その内容を調査し措置を講ずる。 ①各OSのシステムログ (Windows/RedHat Enterprise Linux) ②ウィルス対策ソフト ③サーバ監視ソフト ④スパムメール対策装置 ⑤Proxyサーバのアクセス履歴 ⑥WEBフィルタリングソフト ⑦バックアップソフト	随時
データ管理	Notesユーザ、unixメールアカウント等の管理（登録・更新・削除）を行う。 さらに毎月1回、Notesメールボックスの容量を調査し、規定値を超えるユーザーには、データ整理を促す。	随時
	メールアドレス検索システム用データ更新を行う。	随時
	強震観測システムに必要なサービスの再起動や技術支援を行う。	随時
	インターネット用ファイアウォール及びスパムメール対策装置のポリシー等の管理を行う。	随時

3. ネットワーク運用管理

項 目	業 務 内 容	作業実施時期
ネットワークの監視	ネットワーク接続機器の死活監視及びトラフィック監視を行う。監視対象とするネットワーク構成は以下のとおり。 ①港空研LAN（幹線） ②港空研LAN（支線） ③港空研～波崎海洋観測センター間回線 ④インターネット接続回線	随時
ネットワーク機器の管理	ネットワーク関連機器に関わる基本情報を管理する。	随時
ネットワーク機器の障害	通信装置、HUB、ルータ、LANケーブル及び回線などに障害があった場合、速やかに状況確認を行い、監督職員に報告すると共に、障害が簡易な場合は復旧を行う。	随時

4. 共有資源の監視・管理

項 目	業 務 内 容	作業実施時期
共有資源の監視・管理	ファイルサーバ等の共有資源の利用状況を監視する。また、異動等に伴うユーザー変更が生じた場合は、共有資源の変更対応を行う。	随時
アカウント登録とアクセス権設定	異動等によるドメインへのユーザーアカウントの登録を行うと共に、ファイルサーバの共有フォルダ、Notesのデータベースに関するアクセス権設定も合わせて行う。	随時
ユーザー変更に伴うPCの設定変更	異動等によるユーザー情報の変更があった場合に、PCの設定変更を行う。	随時

5. ウィルス等の対策

項 目	業 務 内 容	作業実施時期
不正プログラムの監視	ウィルス対策ソフトにより、ウィルス、スパムメール、スパイウェア等の不正ソフトの侵入を監視する。	随時
クライアントの監視	最新パターンファイルの適用状況及びウィルス感染状況を常時監視する。さらにパターンファイル更新状況を毎月1回集計し、監督職員に報告します。	随時、報告は毎月

6. 更新プログラムの適用

項 目	業 務 内 容	作業実施時期
更新プログラムの適用	セキュリティに関する情報を収集し、危険度の高い更新プログラムがリリースされた場合は、業務状況を考慮し、速やかに適用を行う。ただし、同プログラムを適用することにより既存の情報処理システムに影響を及ぼすことが予測される場合は、適用可否を協議する。	随時
ソフトバージョンアップ	常にソフトメーカーの情報を収集し、アプリケーションソフトのバージョンアップで緊急度が高い場合は、掲示板に掲示し、速やかに関係者へ周知及び更新を促す。	随時
OSの更新プログラムの適用	マイクロソフトの情報を収集し、危険度の高い更新プログラムがリリースされた場合は、速やかに関係者へ周知し、更新を促します。	随時

7. データのバックアップ

項 目	業 務 内 容	作業実施時期
データのバックアップ	各サーバのデータ領域のバックアップを付属のテープ装置により行う。	随時

8. リモート管理

項 目	業 務 内 容	作業実施時期
リモート管理	管理対象機器は、規定のツールによりリモート管理を行う。リモート管理に必要な機器、ソフトウェアは、セキュリティ上の問題が発生しないよう設定されているものとする。	随時

9. 問い合わせ対応

項 目	業 務 内 容	作業実施時期
問い合わせ対応	ユーザーからのアプリケーションソフト、サーバー運用等に関する問い合わせに対応する。	随時
ユーザー操作補助	OS及びアプリケーションソフトの操作方法、機能に関する問い合わせや設定作業、手順書作成の依頼があった場合に対応する。	随時
設定作業	異動などにより端末のユーザー変更が生じた場合に、以下の設定を行う。 ①Notesのメールの送受信、掲示板閲覧、スケジュール利用 ②ネットワーク設定（コンピュータ名変更、ユーザー認証に関する設定） ③トレンドマイクロウィルスバスターインストール ④その他（プリンタ設定、アプリケーション初期設定）	随時

10 ホームページの監視及び更新

項 目	業 務 内 容	作業実施時期
インターネット公開ホームページの管理	不正アクセス、ファイルの書き換え等の監視を行う。また依頼に応じてホームページの更新及び修正後の確認を行う。	随時

11 機器更新に伴う調整及び支援

項 目	業 務 内 容	作業実施時期
機器更新に伴う調整及び支援	端末等の機器更新の場合は、対象機器の構成データの修正を行い、機器導入業者と連携し、更新作業が円滑に進むよう、各種調整及び支援を行う。	随時

12 関係機関との連携業務に関する運用支援

項 目	業 務 内 容	作業実施時期
関係機関との連携業務に関する運用支援	次の関係機関とのネットワーク接続を維持し、当該機関との連携業務が支障なく稼働するよう運用支援を行う。また当該機関に設置されている研究所サーバー群の運用に関する作業は、同機関の運用管理部門及び担当者と適宜調整し、当該機関の運用に支障を来さないよう注意する。 ①国土交通省国土技術政策総合研究所横須賀庁舎 ②波崎海洋観測センター	随時

業務報告書

情報処理システム運用管理業務 作業報告書

平成 年 月

日	業務時間		作業内容	出勤日数	残業時間	備考
	開始					
	終了					
	開始					
	終了					
	開始					
	終了					
	開始					
	終了					
	開始					
	終了					

定常業務の作業報告

平成 年 月

業務内容		件数	備考
大分類	中分類		

問い合わせ一覧

平成 年 月

受付日	依頼内容	記事
1		
2		
3		
4		
5		

機密保持に関する誓約書

独立行政法人港湾空港技術研究所理事長 殿

会社名
責任者印
印

独立行政法人港湾空港技術研究所情報処理システム運用管理業務を行うに当たり、下記の事項について機密保持することを誓約いたします。

記

1 機密情報

本契約における機密情報とは、本業務の遂行に当たり、独立行政法人港湾空港技術研究所（以下「貴研究所」という。）から開示される貴研究所の業務上又は技術上の情報のうち、次に示すものに該当する情報、並びに貴研究所との本業務の委託関係及び本契約内容をいう。

- (1) 貴研究所が機密である旨を表明・表示した業務資料、技術資料、その他の業務関係資料で、書類、図面、電子情報等の媒体により開示される情報。
- (2) 貴研究所より口頭で開示された情報で、貴研究所から口頭で機密である旨通知があったもの。（口頭の通知後、貴研究所から書面にて、特段機密である旨の通知がなされない場合であっても、かかる情報は機密情報から除外されないものとする。）
- (3) その他、本業務以外では、一般には知り得ない貴研究所の情報。

2 機密情報の除外

次に示すものに該当する情報については、機密情報として取り扱わないものとする。

- (1) 貴研究所から開示する際に、既に公知であった情報又は既に当社が正当に保有していた情報。
- (2) 貴研究所から開示後、当社の責によらず公知となった情報。
- (3) 当社が、正当な権限を有する第三者から適法に入手した情報。
- (4) 当社が、機密情報を参照することなく独自に開発した情報。
- (5) 貴研究所と当社との別途契約により、本契約の範囲外と指定された情報。

3 機密保持

- (1) 本契約の有効期間中、貴研究所の事前の書面による承諾を得ることなく、機密情報に関し、以下の行為を行わないものとする。
 - ア 第三者（記4に該当する者を除く。）への開示又は漏洩。
 - イ 改変、複写又は複製。
 - ウ 本業務以外のための流用。
- (2) (1)の機密保持義務を守るために、善良なる管理者の注意をもって機密情報を管理するとともに、機密情報の漏洩、紛失、改変、複写、複製又は流用等を防止するために機密情報の

管理責任者を定める。又、前記1（1）に該当する媒体により、開示された機密情報については、施設のできる保管庫等に保管し管理する。

- （3）法令又は政府機関若しくは裁判所の命令等により機密情報の開示を義務付けられた場合は、ちに貴研究所に対してその旨を通知することとし、当該要求の対象の範囲に限って機密情報を開示する。

4 開示者の限定

- （1）本業務に従事する当社の役職員（前記3（2）の管理責任者を含む。）及び事前に貴研究所の文書による承諾を得た当社の協力会社（協力会社の外注先も含むものとし、以下同様とする。）の役職員で、本業務に従事する者に対してのみ合理的な範囲内で機密情報の開示を行う。
- （2）当該協力会社に対して、当社が負う義務と同一の機密保持義務を負わせる。

5 管理体制の報告

- （1）貴研究所の機密情報を開示した当社並びに協力会社の役職員（以下「開示者」という。）の氏名について、貴研究所の要求があった場合には、貴研究所に対して報告を行う。この場合、当該報告として当社の作業員リスト等で代替できるものとするが、機密情報のうち特に貴研究所が指定した機密情報（以下「特定機密情報」という。）に関しては、当該情報を入手した開示者を個別に報告するものとする。
- （2）機密情報の管理状況について、貴研究所は随時監視員を派遣して監査を行うことができるものとする。

6 機密情報の返還

本業務が終了した場合、本業務が中止された場合、又は貴研究所から要求があった場合には、機密情報、その改変物並びに複製物の全てを直ちに貴研究所に対して返還し、又は確実に焼却するものとする。

7 救済措置

機密情報について、前記3に違反する事態が生じた場合、又は生じる恐れが発生した場合には、貴研究所に直ちにその旨を報告するものとし、それが当社の役職員、協力会社又は協力会社の役職員が義務を履行しなかった結果生じた場合には、その拡散を防止するために適切な処置を講ずるものとする。又、貴研究所から要請があった場合には、貴研究所が要請する必要な防止処置の実施について、貴研究所に協力する。

提出年月日 平成 年 月 日
担当者所属
担当者氏名 印
連絡先

履行証明書項目一覧

会社名	
所在地	
担当者	
電 話	
F A X	

履行証明書項目

履行証明書記載事項

評価項目	要求要件	資料番号	評価基準	回答	No.
1	「4. 情報処理システムの概要」の理解について明確に示すこと				
	(1)	当研究所のシステム概要について、理解していることの記載	左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適當	1
2	「5-1 運用管理業務」を満たすことを根拠を示して、具体的かつ簡明に記載すること				
	(1)	運用管理業務（評価項目 9 以降参照。）		—	
3	「5-2 対応時間」を満たすことを根拠を示して、具体的かつ簡明に記載すること				
	(1)	運用管理業務の対応時間は、原則として、土、日、祝祭日、年末年始を除き、午前8時30分から午後5時15分とするものの記載	左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適當	2
4	「5-3 打合せ」を満たすことを根拠を示して、具体的かつ簡明に記載すること				
	(1)	業務の計画について打合せを行うことの記載	左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適當	3
	(2)	業務の履行に伴い、定例的打合せを行うことの記載	左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適當	4
	(3)	業務履行上必要となる打合せ実施の記載	左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適當	5
5	「5-4 作業報告」を満たすことを根拠を示して、具体的かつ簡明に記載すること				
	(1)	作業内容の報告を毎月とりまとめ提出することの記載	左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適當	6
	(2)	問い合わせ内容の報告を毎月とりまとめ提出することの記載	左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適當	7
	(3)	その他必要な報告を提出することの記載	左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適當	8

6	「6. 業務従事者の資格等」を満たすことを根拠を示して、具体的かつ簡明に記載すること					
	(1) 運用技術者					
	ア	運用技術者の配置及び人数について記載		左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適當	9
	イ	運用技術者に必要な資格を満たすことの記載		左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適當	10
	ウ	運用技術者の届出についての記載、及び変更が生じた場合の届出の必要についての記載		左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適當	11
	エ	運用技術者が従事する際の名札の着用についての記載		左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適當	12
	(2) 管理技術者					
	ア	管理技術者の配置及び業務遂行上の位置づけについての記載		左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適當	13
	イ	管理技術者に必要な資格を満たすことの記載		左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適當	14
	ウ	管理技術者の届出についての記載、及び変更が生じた場合の届出の必要についての記載		左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適當	15
7	「7. 検査」を満たすことを根拠等を示して、具体的かつ簡明に記載すること。					
	(1)	契約履行に関して、当研究所の検査を受けることの記載		左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適當	16
	「8. その他」を満たすことを、根拠等を示して具体的かつ簡明に記載すること。					
	(1) 業務履行に関して					
	ア	本業務履行に当たっては、業務の目的等を理解した上で遂行することの記載		左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適當	17
	イ	本業務履行に当たって、必要によりマニュアル等を整備することの記載		左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適當	18
	(2)	機密保持の遵守				

8		ア	業務履行に際し知り得た情報を、第三者に漏洩しないことの記載		左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適當	19	
		イ	履行期間終了後も機密保持を遵守することの記載		左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適當	20	
	(3)	セキュリティポリシーの遵守						
		ア	受注者及び発注者の持つセキュリティポリシーを遵守することの記載		左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適當	21	
		イ	発注者のセキュリティポリシー内容を、第三者に漏洩しないことの記載		左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適當	22	
		(4)	受注者の不正行為等があった場合に契約解除を受けることの記載		左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適當	23	
	(5)	仕様書に記載なき事項及び疑義が生じた場合の協議について記載		左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適當	24		
	9	情報処理システムの運用管理						
		(1)	管理対象機器の運用					
			ア	管理対象機器の作動確認		左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適當	25
(2)		管理対象ソフトウェア						
		ア	サーバ及び端末OSの作動確認		左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適當	26	
		イ	標準アプリケーションソフトの作動確認		左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適當	27	
		ウ	ウィルス対策ソフトの作動確認		左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適當	28	
(3)		障害対応						
		ア	障害の分析と報告		左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適當	29	
		イ	障害復旧措置		左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適當	30	

10	サーバの監視・管理					
	(1) 資源監視					
	ア	CPU負荷、メモリ使用率、HDD容量の監視		左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適當	31
	イ	異常時の対応と報告		左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適當	32
	(2) システムログの監視					
	ア	システムログの監視		左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適當	33
	イ	エラー発生時に内容を調査し対処する		左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適當	34
	(3) データ管理					
	ア	グループウェア、メールアカウントの管理		左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適當	35
	イ	メールボックス容量の管理		左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適當	36
	ウ	メールアドレス管理及びデータの更新		左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適當	37
	エ	ファイアウォール及びスパムメール対策装置のポリシー管理		左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適當	38
11	ネットワーク運用管理					
	(1) ネットワーク機器の監視					
	ア	構内ネットワーク接続機器の死活監視及びトラフィック監視		左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適當	39
	イ	波崎間ネットワーク接続機器の死活監視及びトラフィック監視		左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適當	40
	ウ	インターネット接続回線の死活監視及びトラフィック監視		左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適當	41

	(2)	ネットワーク接続機器の基本情報の管理		左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適當	42	
	(3)	ネットワーク機器の障害対応と報告		左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適當	43	
12	共有資源の監視・管理						
	(1)	共有資源の監視		左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適當	44	
	(2)	ユーザー変更時のアカウント登録及びアクセス権の設定		左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適當	45	
	(3)	ユーザー変更時のPC設定変更		左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適當	46	
13	ウィルス等の対策						
	(1)	不正プログラム監視					
		ア	不正ソフトウェアの侵入を監視		左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適當	47
		イ	不正ソフトウェア発見時の対応と報告		左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適當	48
	(2)	クライアントの監視					
		ア	パターンファイルの適用状況及びウィルス感染状況を監視		左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適當	49
		イ	ウィルス感染時の対応と報告		左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適當	50
		ウ	パターンファイル適用状況の報告		左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適當	51
	(3)	セキュリティパッチの適用					
		ア	セキュリティに関する情報の収集		左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適當	52
		イ	セキュリティパッチの適用		左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適當	53

	(4)	ソフトウェアのバージョンアップ					
		ア	ソフトウェアバージョンアップ情報の収集		左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適當	54
		イ	ソフトウェアのバージョンアップ		左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適當	55
		(5) OSのパッチ適用					
	ア	OS修正パッチ情報の収集		左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適當	56	
	イ	OS修正パッチの適用		左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適當	57	
14	データのバックアップ						
	(1)	各サーバデータのバックアップ		左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適當	58	
15	リモート管理						
	(1)	管理対象機器についてリモート管理を行う		左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適當	59	
16	問い合わせ対応等						
	(1)	ユーザーからの問い合わせに対応		左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適當	60	
	(2)	ユーザー操作補助					
		ア	アプリケーションソフト等の機能、操作に関する設定依頼に対応		左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適當	61
		イ	アプリケーションソフト等の機能、操作に関する手順書等作成依頼に対応		左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適當	62
	(3)	設定作業					
ア	異動等によりユーザーに変更が生じた場合に、グループウェアの設定を行う		左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適當	63		

			イ	ユーザーからの依頼によりネットワーク、ウィルスソフトインストール、その他各種設定を行う		左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適當	64
17	ホームページの監視及び更新							
	(1) ホームページの監視							
			ア	当研究所ホームページへの不正アクセス、書き換え等の監視		左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適當	65
			イ	当研究所ホームページへの不正アクセス、書き換え等があった場合に対応及び報告		左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適當	66
			(2)	ホームページの更新依頼があった場合に更新を行う		左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適當	67
18	機器更新に伴う調整及び支援							
			(1)	機器追加又は更新がある場合に、各種調整等の支援を行う		左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適當	68
19	関係機関との連携業務に関する運用支援							
	(1) 関係機関との連携業務に関する運用支援							
			ア	国総研横須賀庁舎及び波崎海洋研究施設とのネットワークが支障なく稼働するよう監視する		左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適當	69
			イ	国総研横須賀庁舎のネットワーク担当者と双方に支障がでないよう適宜調整する		左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適當	70

機能審査結果

審査担当者	印
提案業者	
審査完了日	
審査結果	合 格 ・ 不合格
不適當・不対応項目数	個